

厚生委員会会議録

平成25年6月26日(水)

(開会) 10:00

(閉会) 10:30

【案 件】

1. 議案第56号 飯塚市子ども・子育て会議条例
2. 議案第57号 飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
3. 議案第58号 飯塚市筑穂保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例

【報告事項】

1. 工事請負変更契約について (健康・スポーツ課)

委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。「議案第56号 飯塚市子ども・子育て会議条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

こども育成課長

「議案第56号 飯塚市子ども・子育て会議条例」の制定について補足説明をさせていただきます。議案書の12ページをお願いします。この議案は子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づく審議会として、子ども・子育て会議を設置するものでございます。

本条例の主な内容につきましては、第1条で子ども・子育て会議の設置について、第2条の所掌事務では、第1項第1号で法第77条第1項に掲げる事務と規定しておりますが、この事務の内容につきましては、補足説明資料の1、文字が小さくて申し訳ありません。下段の条文にありますように、1号で特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。2号で特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。3号で市町村子ども・子育て支援事業計画に関する事。4号で子ども・子育て支援に関し必要な事項、及び施策の実施状況を調査審議することとなっております。1号の特定教育・保育施設とは、幼稚園、保育所、認定こども園のことで、2号の特定地域型保育事業とは、利用定員5人以下の家庭的保育、利用定員6人から19人の小規模保育、居宅訪問型保育、及び事業所内保育のことでございます。第3条では組織の構成について、第7条では専門部会の設置について規定しております。

また、附則におきまして、飯塚市付属機関の設置に関する条例の一部を改正し、飯塚市次世代育成施策推進委員会の項を削除しております。平成26年度までの飯塚市次世代育成支援対策行動計画の進行管理は、飯塚市子ども・子育て会議で行ってまいります。また、資料1の裏面で資料2として子ども・子育て会議スケジュールを掲載しております。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

梶原委員

おはようございます。今の説明で旧の分で次世代育成に関して審議するという次世代育成の施策推進委員会ですか、これが今度の新しい条例では子ども・子育て会議という名称に変わるわけですかね。その中でこの委員というか、20人以内をもって組織するということですが、現在も、現在は次世代の推進委員会は何名おられますか。

こども育成課長

18名でございます。

梶原委員

今回20名に人数をふやすわけですけれども、その理由というか、内容がちょっとふえるということでしょうか、それともまた新たにその委員さんをですね、全員この18名の方は一度解任ということで、新たに委員さんを選任するのかどうか、お尋ねいたします。

こども育成課長

次世代施策推進委員会は学識経験者、それから関係行政機関の職員、子育て関係団体と、一般公募、市長が認めるもの20名以内で現在は18名の委員を選考しております。子ども・子育て会議の委員の数や構成は次世代育成政策推進委員会のメンバーでほぼ網羅しており、同じような委員会を設置することは効率的ではございませんので、今年4月1日付で委嘱している次世代育成施策推進委員会の推進委員を条例制定後に子ども・子育て会議委員に読み替えて、子ども子育て支援事業計画の策定、及び次世代育成支援対策行動計画後期計画の進行管理等を審議していただくと考えております。また、昨年度から認定こども園が開設されましたので、子育て支援に関する事業に従事する者として、認定こども園の代表の方1名を委員として加える予定です。それで計19名となります。

梶原委員

人員構成はだいたいあまり変わらないわけですけれども、今後、認定こども園のですね、これからまだ、今から広がっていくと思うんですよね、それから幼保一元化ということでいろんな形で中身がいろいろ変わっていくんだらうと思いますし、またいま経営されておられる人たちも、その中身をしっかりと精査できるように取り組んでいただけるような子ども・子育て会議にしていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

宮嶋委員

いま言われました次世代育成推進委員さんの任期というのは、本来はいつからいつまでだったんでしょうか。

こども育成課長

ことし4月1日から平成27年3月31日までです。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

松本委員

すいません。この条例は普通だったら、条例の一部改正ということになるかと思うんですが、これは法律が変わったからということなんですかね、そのところのご説明を。

こども育成課長

子ども・子育て会議は、条例で会議の設置や組織及び運営に関して必要な事項等を条例で定めるべき内容が網羅されていれば、今ある次世代育成施策推進委員会を読みかえることができますけど、市の附属機関の設置に関する条例では組織・運営に関しては条例ではなく規則で定めているため、別に条例で定める必要がございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

宮嶋委員

賛成討論というか、一部要望という形はいけないんでしょうか。

委員長

討論じゃなくて、要望ですか。討論の中に、はい。

宮嶋委員

この子ども・子育て会議自体に対する問題は私はないと思いますが、この大元であります子ども子育て支援法ですね。これに関しては、やはりいろんなところで反対意見も出ておりますし、まだまだ認定こども園だとか、名称もいろいろ出てきますけれども、わからない部分がたくさんあります。この子育て支援法は衆議院で6項目、参議院で19項目という附帯決議、大変な附帯決議が、いろんなところから不安の声があがりながらも、決められたという経緯がありますので、ぜひこの会議の中でもいろんな情報が今からまだまだ、たくさんの情報が出てくると思います。それでぜひ委員の皆さんをはじめ、執行部の皆さんにやっぱり公的な、子どもの権利を守るための公的責任がきちっと守らなければいけないとか、保護者の負担が、保護者が結局、自己責任で保育所なりを選ばないといけないというようなことも出てまいりますので、その辺での保護者の負担を軽くする方法、また職員の加重負担というか、そういうふうにならないように職員の処遇ですね、そういう面も含めてぜひ改善点がたくさんあると思いますので、その辺をきちんと会議の中で論議していただくように要望して、この条例案に対しては賛成の態度をとらせていただきます。

委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第56号 飯塚市子ども・子育て会議条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第57号 飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

医療保険課長

議案第57号の補足説明をいたします。お手元に配布しています議案資料の16ページをお願いいたします。今回の条例改正は、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、条例の一部を改正するものです。詳細につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、議案資料の18ページをお願いいたします。今回の改正につきましては、延滞金の率の改定ということでございます。延滞金の割合は、第6条第1項で14.6%、納期限後1カ月以内については7.3%とされていますが、附則第3条において、納期限後1カ月以内については特例基準割合を公定歩合に4%を加算するものとして規定されております。

今回の改正では、附則第3条において特例基準割合を貸出約定平均金利に1%を加算するものとしてしております。貸出約定平均金利と申しますのは、銀行の新規の短期貸出約定平均金利というものでございまして、前々年度の10月から9月までの分の平均、12で除した分を財務大臣が12月15日までに告示しますので、その告示する割合ということになります。それで、その年中は特例基準割合が7.3%に満たない場合は、本則で年14.6%の割合にあっては、特例基準割合に7.3%を加算するものとしてしております。また、年7.3%の割合にあっては、特例基準割合に1%を加算するものとして、特例基準割合が7.3%を超える場合には7.3%とするものとしております。なお、施行期日は、平成26年1月1日といたしております。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第57号 飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第58号 飯塚市筑穂保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

社会・障がい者福祉課長

「議案第58号 飯塚市筑穂保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。議案書の19ページをお願いします。

本議案につきましては、筑穂老人福祉センター浴場の代替施設として 筑穂保健福祉総合センターを利用することを可能にするため、条例を一部改正するものです。筑穂老人福祉センターについては、平成24年3月に浴場のボイラーが故障し使用不能となりました。その後、筑穂老人福祉センターの浴場利用者の利便性確保のため代替施設の検討を行ってきましたが、このたび筑穂保健福祉総合センターの浴場を老人福祉センター浴場の代替施設として利用することとしましたことから、利用についての規定を追加する条例改正を行うものです。

詳細につきましては21ページ以降の新旧対照表で説明いたします。第8条として、浴室の利用日を火曜日と金曜日の週2日に設定しております。この8条を追加したために、それ以降の条文の条項の繰り下げを行っております。また、議案書21ページから22ページにかけて示しております条例別表ですが、こちら(2)、22ページのところになります。(2)浴室の利用時間を午後1時から午後4時までとし、利用料金を100円に定めております。なお、このたびの条例改正に合わせて表中の利用時間の表記を12時間表記に改めるほか、議案書22ページに示しておりますとおり、備考で「使用料」と表記していたものを「利用料」に改めるとともに、これまで表中と表下段に記されていた「備考」を、表下段1カ所に整理するものです。

以上簡単ではありますが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

宮嶋委員

筑穂老人福祉センターの浴室のボイラーが使えなくなったためということですがけれども、この施設を改修するというふうなことは考えられなかったのかどうか、利用者がどのくらいあったのか、教えてください。

高齢者支援課長

昨年、3月14日にボイラーが故障した際に、ボイラーの修繕料等の見積もりをとりましたところ約300万円の費用がかかるということとあわせて、当時の利用状況は1日3名から4名ということとあります。また、この老人福祉センターにおきましては、平成26年度末をもって廃止するという計画がありましたので、改めての費用追加はしないということで、昨年、24年5月に厚生委員会のほうで報告をさせていただいたところでございます。

宮嶋委員

もともと廃止が決まっていたということと、利用者が少ないということですが、それでも高齢の方だと思いますが、この利用されていた方、この方々がいま言われています福祉総合センターのほうに移動する手段とか、そういうことは考えてきちんとされているのかどうか。

社会・障がい者福祉課長

老人福祉センターから保健福祉総合センターまでの移送手段については特別確保しておりませんが、皆様、大体お車でお見えになっている方々がほとんどでございますので、そのあたり

は特に配慮はいたしておりません。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第58号 飯塚市筑穂保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から1件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

健康・スポーツ課長

工事請負変更契約についてご報告いたします。配布しております資料をご覧ください。飯塚市立病院の一部建て替え事業については、新本館工事を4工事に分け、現在工事を行っているところでありますが、そのうちの1件、飯塚市立病院本館新築(空調設備)工事において、増工の必要が生じたことから原契約の変更契約を締結いたしました。その理由であります。資料2ページをお願いいたします。この資料の黄色い部分が、新館の今回建てる工事の部分でございますが、新本館の新築区域と既存の西病棟、東病棟の間に給排水管が存在することは当初から確認して、新築工事に影響はないと判断しておりましたが、着工後、現地測量の結果、影響があることが判明したため、急きょ配管の切り直し工事を行うこととしました。資料の1ページをまたお願いいたします。その結果、変更の増工といたしまして、840万円を増工し、合計で4億2330万7500円に変更契約を行ったものであります。

以上で簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

松本委員

この病院の建て替えへの費用については、30億円何がしが、40億円何がしになっているんですが、こういう配管の、まあ最初の予定では関係ないと、影響がないというふうに思っていたということなんですが、それはやっぱりあんまり安易すぎるんじゃないかなという気がするんですがね、その辺はどんなふうに、ただここで800万円増えますと、今までは関係ないと思っていたんですが、関係あったもんですからそういう金額がふえるんですよと、あなた方はそういうふうに報告をされればいいかもしれませんが、金額っていうのがどんどん上がっていつているんですよね。そこんところはどうなんですか。実際、私どもがそういう設計なり、何なりをするわけじゃなくてですね、これは関係があるのかなとか、ないのかなとか、素人がするわけではなくて、本職の工事をされる方々がされるわけでしょう。それについてはどうなんですか。

健康・スポーツ課長

工事を主管しております建築課、また設計を行いました内藤設計事務所のほうの説明によりますと、もともとこの区域に管があったということは、もともとの古い設計図、それから病院が労災病院から引き継ぎました図書に既存の配管としてありまして、その分について現地確認

しました結果は問題はないというふうに判断をして、設計から外しておったということでございますが、実際に工事をしてみますと、そのところの誤差が、設計上と引き継ぎました図書等の誤差がありまして、どうしても一部引っかかるようになります。どうしてもその配管が工事にひっかかるため、万が一損傷しますと病院の運営のほうに、医療自体に影響が出るということで、これは切り回しをしなくてはしょうがないということで今回変更しております。また、工事費840万円でございますが、当初の全体の工事費の見積もりをしまして、予算計上しました数字の中、今回は非常に落札率が高くはなっておりますが、落札しました執行残の、入札残の中で行える工事でございますので、全体の事業費としてはその範囲内で収まるところであるというふうに考えております。

松本委員

基本的にね、考え方がね、普通はそういう考えには至らんのじゃないですか。いま、何かとうとうと言われるけれども、普通はそういうことにはならんのじゃないですかね。元々ね、関係ないとされていたところがね、いやいやそうじゃなかったって言われる、もうそこが問題なんですよ。いやいや最初はそういう計画だったんですがとか言われても、普通はそんなことが通らないじゃないかなって。まあこれは私の考えですけどもね。答弁されてても不思議じゃないんですかね、どうなんでしょう。

こども・健康部長

いま議員ご指摘のように、私どもが建築のほうと打ち合わせ中では、図面上はあたらぬということでは言っていましたけど、実際現場に出ると当たるといって設計変更になっております。これから、こういう分については建築、それから設計者に十分注意しながらこれからやっていきます。大変、これはあつてはならないことと思っております。淡々と答弁しているわけですけども、こういうことがないようにやっていきますので、議員のご指摘することは十分わかっております。図面上にここは安全だというのが、実際はやってみたら、要は管が当たるといって話になっていきますので、こういうことのないようにこれから工事を進めたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

松本委員

そう言われれば、何か追いかけてそれをあれではないですが、やっぱりそれはおかしいですよ。そして、労災病院から引き継いだもう古いものというのは、もう承知の上ではないですか。全然わからないものを、いや開けてみたら古いで大ごとだったんですよとかいう話じゃないわけだからね、そのところはやっぱり考えていただかないと。その枠内で収まったからどうのこうのとかいうような話じゃ私はないと思っております。いま部長のご答弁いただきましたけれども、今後はぜひぜひ考えていただきたいということを要望しておきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

宮嶋委員

なかなか説明がよくわからないんですが、その変更ということは、これはずらすということなんですかね。

健康・スポーツ課長

建てる位置をずらすということではございません。図面上ではここに建てるつもりであったんですが、実際に掘ってみるとそこに配管がどうしても当たりそうということで、配管を動かす必要が生じたということでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

鯉川委員

厚生委員会で聞くことじゃないかもしれませんが、もしわかれば教えてほしいんですけど

れども、これで増工というのがだいたい2%ですよね、840万円で。こういう設計変更で変更が増になるときというのは、極端なことを言ったら4億2千万円ぐらいの工事の金額がどうしてもやらなきゃいけない工事で、例えば同じぐらいの金額を増工しなきゃいけないとか、なった場合とか、何%までくらいだったら同等の工事として増工で認められるのか、わかれば教えていただきたい。そうしないと、いま言われよるような管が通ってて、そこに建てるってわかって、それがそこに通っているというのがわからないということが、普通信じられないような状況なんですよ。

委員長

答弁できますか。

健康・スポーツ課長

申し訳ございません。何%ぐらいまでというのは存じませんので申し訳ございません。

鯉川委員

そしたら、極端なことを言ったら、そこに管が通ってて、それをずらすために極端なことを言ったら4億2千万円かかるって言ってもそれは増で認めなきゃいけないということで、同じ業者として、っていうことなる訳ですよ。そこら辺ってというのは、やっぱり原課のほうがつかんどったほうがいいんじゃないですか。

健康・スポーツ課長

率的な話かどうかはちょっとわかりませんが、場合によっては別の工事として発注をするというふうな形も

(「そのラインはどこかと」と発言する者あり)

はい、その金額や率については申し訳ございませんが、そのときの判断によるかと思えます。申し訳ございません。

こども・健康部長

一応、設計変更については変わっているかどうかわかりませんが、大体30%以内となっておりますので、設計変更については30%以内で設計変更を認めるということになっております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。